

公民館及び公民館運営審議会の法的根拠と役割

《社会教育法》

第五章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

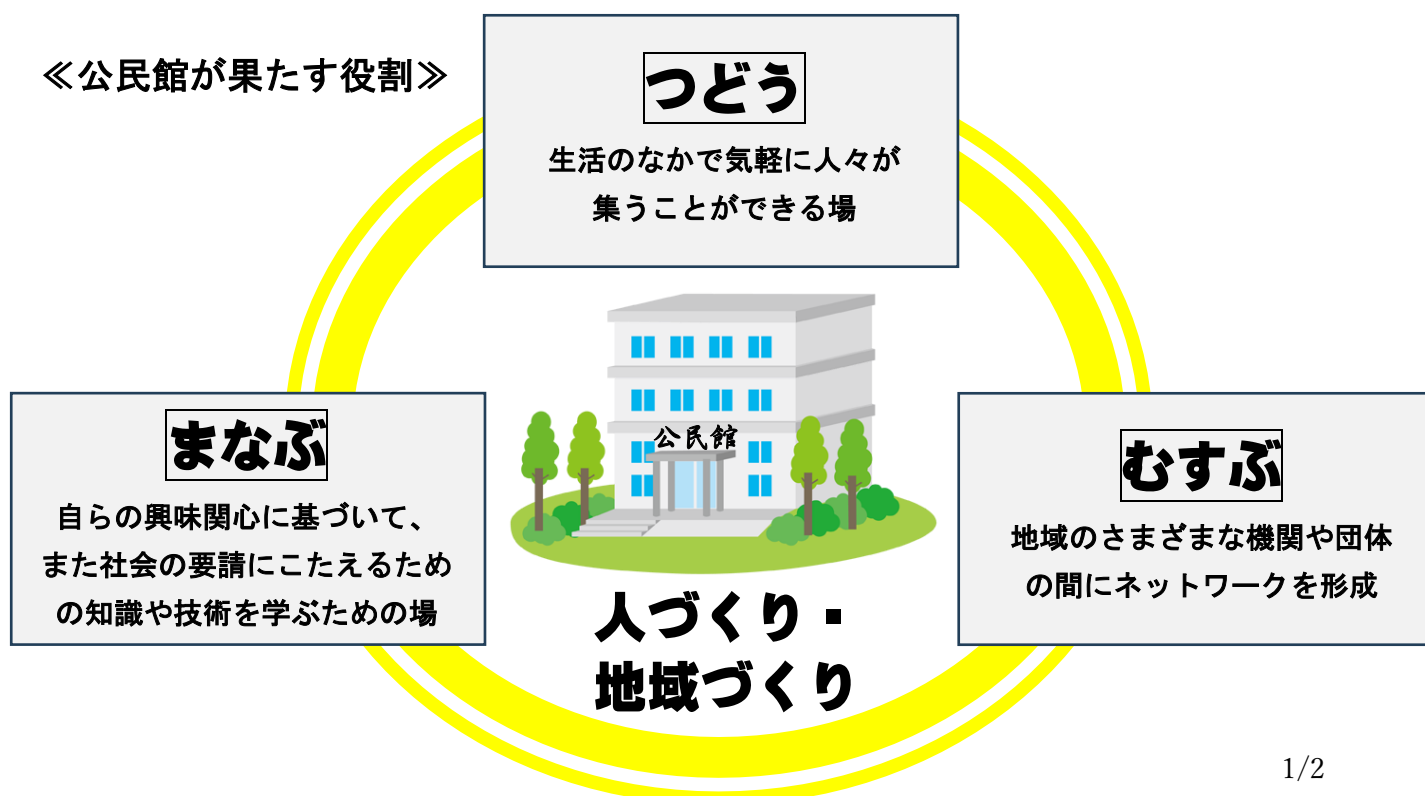
第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村に設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

《公民館が果たす役割》



《和光市公民館設置及び管理条例》

(公民館運営審議会)

第15条 法第29条の規定に基づき、公民館に和光市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 公募による市民

《和光市公民館設置及び管理条例施行規則》

(公民館運営審議会)

第10条 条例第15条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、議長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会に会議の運営上必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(公民館協力委員)

第12条 公民館に、公民館の事業の推進と運営の円滑化を図るため、公民館協力委員を若干名置くことができる。

《和光市公民館運営審議会の役割》

各委員が関わる諸団体等を代表して、公民館が果たすべき役割等について審議を行い、よりよい公民館運営に寄与することが求められる。

審議内容として、次のようなことが挙げられる。

- ① 公民館の運営・方針に関すること
- ② 公民館の年間事業計画に関すること
- ③ 公民館事業の企画実施に関すること
- ④ 公民館施設・設備等の利用に関すること
- ⑤ その他、館長が必要と認めること